

軽井沢町議会タブレット端末使用基準

(目的)

第1条 この基準は、軽井沢町議会議長（以下「議長」という。）が、軽井沢町議会議員（以下「議員」という。）及び軽井沢町議会事務局職員（以下「事務局職員」という。）に対し貸与するタブレット端末の適正な管理及び使用について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 会議 本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、全員協議会その他議長が指定する会議をいう。
- (2) OS コンピュータを動作させるための基本的な機能を提供するシステム全般のことをいう。
- (3) グループウェア 議会の情報連絡、スケジュール管理その他の議会運営に必要なサービスを提供するソフトウェアをいう。
- (4) 会議用システム 主に会議資料等のデータを閲覧するために使用するシステムをいう。
- (5) アカウント グループウェア又は会議用システム等にログインするための権利や資格をいう。
- (6) アプリケーション タブレット端末上で稼働するプログラム等をいう。

(タブレット端末の貸与)

第3条 議長は、議員及び事務局職員が効率的かつ効果的に議員活動等（議員活動及び議会活動として町民に対する説明責任を果たすことができる活動をいう。第5条第5項及び第10条第4号において同じ。）を行うため、議員及び事務局職員にタブレット端末を無償で貸与するものとする。

2 前項の規定によりタブレット端末の貸与を受けた者（以下「使用者」という。）は、軽井沢町議会タブレット端末受領書（様式第1号）を議長に提出しなければならない。

3 使用者は、議員又は事務局職員の身分を失ったときは、速やかに使用者固有のデータ等を消去し、第1項の規定により貸与されたタブレット端末（以下「貸与端末」という。）を議長に返却しなければならない。

(管理者の指定)

第4条 貸与端末、グループウェア及び会議用システム等の適正な管理のため、軽井沢町議会事務局長を管理者とする。

(貸与端末の管理及び使用)

第5条 使用者は、貸与端末を適切に管理し、議会の品位を重んじた良識ある使用を心がけるとともに、町民等との情報共有、会議等、調査研究及び各種連絡のための積極的な活用に努めるものとする。

2 使用者は、他の議員又は事務局職員との円滑かつ迅速な情報伝達のために、庁外においても可能な限り貸与端末を携帯するものとする。

3 使用者は、貸与端末の使用に当たっては、適切な認証設定その他の安全

管理措置を行い、第三者に不正利用されないようにしなければならない。

- 4 使用者は、OS、グループウェア及び会議用システムにおいて改版等の措置を講ずる必要があるときは、議長の指示により、速やかに対処しなければならない。
- 5 使用者は、議員活動等を効率的かつ効果的に行うため、使用者の責任において必要なアプリケーションをインストールすることができる。ただし、使用料その他の費用が発生する場合は、その費用は、使用者が負担するとともに、使用者個人に対して請求されるようにしなければならない。
- 6 使用者は、アプリケーションのインストール又はアンインストールを行ったときは、速やかに、軽井沢町議会タブレット端末アプリケーション届出書（様式第2号）を、議長に提出しなければならない。

（貸与端末に関する禁止行為）

第6条 使用者は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、議長が指示したものについては、この限りでない。

- (1) 貸与端末の改造、部品交換
- (2) OS、グループウェア及び会議用システムの削除、改変及び改版（バージョンアップをいう。）
- (3) その他貸与端末の性能、機能等を変更する行為
- (4) ウイルス感染のおそれのある外部端末への貸与端末の接続
- (5) 暗号化設定がされていないフリーWi-Fi等への接続
- (6) 第三者への貸与及び譲与

（グループウェア及び会議用システム等）

第7条 グループウェア及び会議用システム等は、使用者以外の者に使用させてはならない。

- 2 使用者は、グループウェア及び会議用システム等で使用するアカウント及びパスワードを責任をもって適正に管理しなければならない。

（会議中における禁止行為）

第8条 使用者は、会議において貸与端末を使用するときは、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 貸与端末による通話、音声又は操作音を発することその他の会議の運営上支障となる行為
- (2) 審議中又は審査中の情報の外部への発信
- (3) 電子メールの送信又はSNS（ソーシャルネットワーキングサービスをいう。）、掲示板等への投稿
- (4) 議事の内容に関係のないウェブサイト又はアプリケーションの閲覧又は使用
- (5) 議長又は会議の長の許可なく会議の写真又は映像の撮影、録音その他これらに類する行為
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議に関係のない目的での使用

（禁止行為に対する措置）

第9条 議長又は会議の長は、前条各号に掲げる行為をし、又はしようとする

る者に対して、その行為を制止するものとする。ただし、再三の制止によっても当該行為をやめない場合は、当該使用者の貸与端末の使用の制限を命ずることができる。

(遵守事項)

第10条 貸与端末の使用者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 情報の発信又は受信は、使用者の責任において行うこと。
- (2) データの正確性を保持し、データ等の紛失、毀損等の防止に努めること。
- (3) 貸与端末により得られた個人情報並びに議会及び町が公開していない情報を開示しないこと。
- (4) 貸与端末に個人情報を含む資料等を保存するときは、議員活動等を行ううえで必要最小限とすること。

(事故等があった場合の責任と対応措置)

第11条 貸与端末の盗難及び紛失による個人情報の漏えい等の事故の責任は、当該使用者が負い、誠実に対応するものとする。

- 2 使用者は、貸与端末を紛失し、又は破損したときは、直ちに管理者へ報告するとともに、軽井沢町議会タブレット端末紛失・破損届出書（様式第3号）により、議長に届け出なければならない。この場合において、使用者は、修理等に要する費用が発生するときは、その実費を負担しなければならない。
- 3 使用者は、個人情報の漏えい若しくはウイルス感染があったとき又はそのおそれがあるときは、速やかに事実関係を把握のうえ、直ちに管理者に報告するとともに、軽井沢町議会タブレット端末情報漏えい・ウイルス感染報告書（様式第4号）により、議長に報告しなければならない。
- 4 議長及び管理者は、使用者より第2項及び第3項の規定による報告を受けたときは、軽井沢町情報セキュリティポリシーを参考に、必要な措置を講じなければならない。

(各種通知・事務連絡等)

第12条 議員及び事務局職員間における各種連絡は、グループウェアにより行うものとする。ただし、文書及び電子メールによることが必要な場合は、この限りでない。

(委任)

第13条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、議会運営委員会で協議の上、議長が別に定める。

附 則

この基準は、令和5年7月11日から適用する。

様式省略